

## 美里町「週休2日工事」実施要領

### (趣旨)

第1 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。

本要領は、地域建設業における週休2日の確保に向けた課題を把握するとともに、就労環境の改善に向けた意識の向上を図るために美里町が試行する「週休2日工事」(以下「工事」という。)の実施に当たり必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2 工事の対象となる工事は、美里町が発注する工事を対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は除くことが出来るものとする。

- (1) 災害復旧工事
- (2) 供用開始などの工程上制約がある工事
- (3) 用地買収、関係機関協議、他工事との調整等が工程に大きく影響する工事
- (4) その他、週休2日工事に適さないと判断される工事

### (発注形式)

第3 発注においては、次のいずれかによる型式を基本とする。

- (1) 発注者指定型(発注者が、週休2日に取り組むことを指定する型式)
- (2) 受注者希望型(受注者が、工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む型式)

### (実施方法)

第4 発注者は、工事の実施に当たって、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書に「週休2日工事」である旨及び工事の形式を明示するものとする。

- 2 発注者は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を現場閉所(以下「休工期」という。)とすることを前提とした工期設定を行うものとする。
- 3 工事の対象期間は、現場施工に着手した日(準備期間は含まない)から現場施工が完了した日(後片付け期間は含まない)までとする。
- 4 工事の対象期間中、原則として土曜日及び日曜日並びに国民の祝日を現場の休工期とする。ただし、現場の特性等に応じて、同月内で別の日に休工期を振り替えできるものとし、その場合においては、4週8休を基本とするものとする。また、天候等により休工期、作業日を振り替えた場合は休工期として認めるものとする。

なお、災害時の緊急要請などやむを得ない事情について休工日として認めるかは、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応することとする。

- 5 受注者が発注者指定型及び受注者希望型で週休2日工事に取り組む場合は、工事に着手するまでに第3項、第4項の条件を満たす実施工程表を作成し、発注者に提出するものとする。
- 6 受注者は、下請企業を含む現場の労働者等に対して、休工日においては、休日又は休暇(以下「休日等」という。)を取得し、事務作業や他現場での作業を行わないよう指導するものとする。
- 7 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で休工日に現場作業を行う場合は、事前に発注者にその理由を書面で提出するものとする。
- 8 受注者は、別図1を参考に工事現場に工事であることを記載したPR看板を設置するものとする。

#### (実施確認)

- 第5 受注者は、第4条第5項の実施工程表に基づき、別紙2を参考とし、休工と現場の労働者等の休日等の取得計画が確認できる休日等取得計画書(以下「計画書」という。)を作成し、発注者へ提出するものとする。
- 2 計画書は、月単位を原則とし、初回の提出は、工事に着手するまでとし、それ以降の提出は、翌月の作業開始前までとする。
- 3 受注者は、別紙3の記載例を参考とし、週間工程表を作成し、毎週末に監督職員に提出するものとする。
- 4 受注者は、発注者に提出した計画書の翌日1日から7日以内(土曜日、日曜日、国民の祝日を除く)に別紙4の記載例を参考とし、計画書に基づく休日等の取得の実績が確認できる休日等取得実績書を作成し、発注者へ提出するものとする。

#### (積算方法)

- 第6 発注者は、別紙5に基づき、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。また、発注者は、当初積算に当たって、現場環境改善費を計上するものとし、その中には、第4条第8項のPR看板の設置を含むものとする。

##### (1) 発注者指定型における積算方法

当初積算時において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、設計変更時において4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じた経費補正の見直しを行うものとし、4週6休に満たない場合は、全ての補正分を減額変更するものとする。

(2) 受注者希望型における積算方法

設計変更時において現場閉所の達成状況に応じた経費の補正を行うものとする。

(アンケート調査の実施)

第7 受注者は、工事完成後、速やかに別に定めるアンケート調査に回答し、監督職員に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。